

デジタル人材育成学会 研究発表会 開催規程

2021年7月21日作成

2022年5月29日改訂

(目的)

第1条 本規程は、デジタル人材育成学会の研究発表会（以下、本発表会）について定める。

(日程および開催形式)

第2条 本発表会は、各事業年度に1回以上開催することとし、日程は原則として1日間または2日間とする。

2. 本発表会の開催形式は、会場開催またはオンライン開催とする。どちらを選択するかは、その都度、社会環境等を鑑みて決定する。

3. 本発表会の日程と開催形式は、予め幹事会にて決定する。

(研究発表委員会)

第3条 本発表会を実施するため、大会毎に研究発表委員会を設置する。

2. 研究発表委員会には委員長を置く。委員長は幹事会にて決定する。

3. 研究発表委員長は、当該大会実施の責任を負う。

4. 研究発表委員長は、円滑な業務の推進を図る。

(開催費用)

第4条 研究発表会開催のため、必要な経費を支出する。

第5条 研究発表委員会は、開催後、大会報告書を作成し、幹事会に提出する。

(ショートペーパー等の公開)

第6条 ショートペーパー等は電子化してホームページにて公開する。なお、発表者が公開を望まない場合は、幹事会にてその可否を個別に判断する。

(発表申し込み受付)

第7条 発表申し込み受付は、原則としてホームページにて行う。

(著作権)

第8条 発表内容に関する著作権は、発表者及び学会に帰属する。

(参加費)

第9条 研究発表会の参加費は無料とする。

(発表費用)

第10条 研究発表会での発表費用は無料とする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は幹事会にて行う。